

# 告 示

## 埼玉県選管告示第三十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項  
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者  
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年六月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人 さくら瑞穂会 特別養護老人ホーム やすらーじゅ瑞穂	埼玉県川越市大字渋井二百十九番地